

平成28年度 第1回 佐賀県DV総合対策会議概要

日時:平成28年5月24日(火)

13:30~15:00

場所:アバンセ2階 特別会議室

出席者

会長) 三原博幸 (佐賀県健康福祉部男女参画・こども局副局长)

委員) 徳永剛 (佐賀県医師会副会長)、福島和代 (佐賀県弁護士会)、岩永絹子 (認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS副理事長)、酒見紀代子 (佐賀県人権擁護委員連合会会長)、泉えつこ (日本司法支援センター佐賀地方事務所事務局長)、馬場耕一 (佐賀地方検察庁首席捜査官)、鷺崎ゆみ子 (佐賀市企画調整部男女共同参画課長)、木下千嘉子代理 (佐賀県警察本部犯罪被害者支援室課長補佐)、井手栄治 (佐賀県警察本部生活安全企画課長)、武村泰子代理 (佐賀県男女参画・女性の活躍推進課副課長)、木村孝司代理 (佐賀県福祉課参事)、小池庄治代理 (佐賀県こども家庭課主幹)、土井稔 (佐賀県総合福祉センター所長)、井上健史代理 (佐賀県学校教育課指導主幹)、吉松幸宏 (佐賀県保健体育課長)、西岡真一 (佐賀県立男女共同参画センター事業部長)、原健一 (佐賀県DV総合対策センター所長) (敬称略)

傍聴者) 佐賀地方検察庁、佐賀県警察本部、NHK佐賀放送局、佐賀新聞社、西日本新聞社

議 題

(1) 協議事項

①佐賀県DV総合対策会議設置要綱の一部改正について・・・資料1

②平成27年度、28年度各機関・団体の取組内容について・・・資料2

(2) 報告事項

①平成28年度DV総合対策センター実施事業について・・・資料3

(3) 協議事項 (非公開)

①性暴力被害者支援事業について・・・資料4

議題(1) 協議事項

①佐賀県DV総合対策会議設置要綱の一部改正について・・・資料1

佐賀県DV総合対策会議の委員に、佐賀県教育庁保健体育課長を加えるよう、改正する。改正の理由は、学校等の保健体育及び健康教育としての学校保健を所管する佐賀県教育庁保健体育課長を加える為である。それに伴い、佐賀県DV総合対策会議設置要綱の一部改正を行い、平成28年5月24日から施行する。

②平成27年度、28年度各機関・団体の取組内容について・・・資料2

○佐賀県医師会

医師は、直接DVの被害者と遭遇する機会がある。そこで、平成27年度第2回佐賀県医学会では、「DVに巻き込まれる子どもたちの影響」という演題で、佐賀県DV総合対策センター原所長より子どもたちのサインを見落とさないようにするポイント等を会員向けに講演いただいた。

○佐賀県弁護士会

平成27年8月の「DV被害防止フォーラム」に川崎政宏弁護士を講師に招き、講演会を実施。川

崎弁護士は、岡山県でDV被害者のシェルターを開いている弁護士。更に新規事業として、平成28年1月から佐賀市にて、月1回、DV事案、家族法事案についての法律相談「佐賀市の子ども・家庭法律相談」を開催したところ、かなり難しい案件が持ち込まれている事が判明した。相談現場との連携を図ると共に、弁護士会でも引き続き勉強会を開いて、研鑽を積む必要があると実感した。

○佐賀県警察本部犯罪被害者支援室

「犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（VS協議会）」は被害者支援の関係機関・団体との連携を図るもので、そのVS協議会の中で、相談対応をされている方が参加して行われるのが、「カウンセリング研究会」である。カウンセリング研究会では、想定問題に沿った形で実施された。更に、嬉野市に於いて「嬉野市犯罪被害者等支援条例」が28年4月1日より施行された。

○佐賀県警察本部生活安全企画課

平成27年度中のDV事案に関する取扱状況は、認知件数284件、保護命令24件、事件検挙63件となっている。平成27年中に佐賀県警察でDV加害者を検挙した事案は63件あり、暴行、傷害、放火予備、DV防止法違反、銃刀法違反、その他刑法犯（脅迫等）で、増加傾向をたどる一方である。

○被害者支援ネットワーク佐賀VOISS

佐賀VOISSにおける相談の内、DV相談件数は140件、うち直接支援は無かった。これはさがmirai等が周知されたためではないかと考えている。平成28年度は昨年度と同様の取組を予定している。

○佐賀県人権擁護委員連合会

人権擁護委員連合会は、人権擁護の補助機関として主に啓発、相談、救済活動を行っている。法務局設置の常設相談所は毎日開設し、県内全市町に設置されている特設相談所は決められた日時に開設している。更に、女性の人権ホットラインは専用ダイヤルで相談を受けている。これらの女性の一般的な悩み、相談の中からDV事案が発生するケースがあり、より専門性の高い機関に相談を斡旋している。更に最近では外国人の方からの相談が増え、外国語専用ダイヤルを全国的に設置し、英語、中国語など5か国語に対応している。これは、2020年のオリンピック、パラリンピックを見据えた対応である。

○日本司法支援センター佐賀地方事務所

DV被害者支援に関する制度・相談窓口の案内としては、佐賀での27年度実績は43件であった。DV被害者の場合、他県へ移住されるケース等も多いことから、相手方との調停の際、全国組織である法テラスを利用すると、弁護士の協働が容易である。

○佐賀地方検察庁

平成27年度は4名の被害者支援員が、被害者からの相談受理及び被害者への各種情報提供並びに検察官事情聴取や法廷への付添いなど合計560件の支援を実施した。

○佐賀市男女共同参画課

平成27年度における佐賀市の相談件数は861件、うちDVに関するものは、228件であった。

先ほど弁護士会から言及されたが、平成28年1月から、新しく「佐賀市の子ども・家庭法律相談」を始めた。月に1回、40分3名の法律相談を受け付けたところ、相談件数6件で、DVの相談は無かった。更に26年度に行った「平成26年度 男女共同参画に関する市民意識調査」に於いて、DV被害を受けた際に我慢して相談をしなかった人の割合が62.8%だった。これを平成31年度には50.0%にする目標を掲げている。

○佐賀県立男女共同参画センター

当センターでは、直接DV対策に関する事業は実施していないが、「女性のための起業セミナー」等で間接的にサポートしている。

○佐賀県保健体育課

4月の機構改革により「佐賀県教育庁保健体育課」となった。取組内容としては、保健室における健康相談の充実、性に関する指導支援事業の開催、性の健康教育指導者研修会の開催等を行っている。今年度も、保健室における健康相談の充実として、学校保健担当者研修会を開催し、学校における児童虐待、DV、いじめ等の早期発見、早期対応等について研修を行う。

○佐賀県学校教育課

県内全公立小・中・高・特別支援学校にスクールカウンセラー57名を配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリングや教職員への指導助言を行い、平成27年度の県立学校のカウンセリング件数は3,505件であった。更に本年度からは、家から出ることが出来ない不登校生徒を対象に、「訪問支援による学校復帰サポート事業」を立ち上げ、学校復帰へと導くサポートを行う。

○佐賀県福祉課

平成27年度佐賀県における生活保護の被保護世帯数は6,418世帯、被保護人員数は8,011人となっている。生活困窮者は、多様で複合的な課題を抱えており、円滑に自立を促進するための支援を実施するためには、高度な支援技術や関係機関との連携が重要である。

○佐賀県こども家庭課

通年行っている児童扶養手当の支給について、県内の支給者が1万人を切った。減少傾向にあり、少子化の影響だと考えている。更に、平成27年8月からの新たな取組として、妊娠SOS電話相談窓口を設置した。NHO佐賀病院に相談窓口を設置し、妊娠に関するパンフレット、相談窓口案内カードを産科医療機関、薬局、市町、保健福祉事務所に配布した。

○佐賀県総合福祉センター

相談件数708件のうち、DVの相談は、昨年より86件増加し、270件となった。一時保護件数は前年同様46件（うちDVは30件）だった。児童福祉法による支援の年齢を超えた未成年の若年女性については、法制度の狭間にあり、親権の問題や支援の選択肢が少ない等、支援の難しさがある。

○佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

女性総合相談窓口の未設置市町には、アバンセから相談員を派遣しているが、市町によっては相談がないところもあり、啓発の充実など相談の掘り起こしが必要である。

○佐賀県DV総合対策センター

関係機関におけるDV被害者支援施策取組状況を佐賀県のDV被害者支援基本計画に照らした資料を元に説明する。相談体制の整備・充実に於いて、佐賀市と佐賀県弁護士会が新たに始めた「子ども・家庭法律相談」は、相談と連携の好事例だと考える。また、自立支援体制の整備・充実に於いて、訪問して支援をするアウトリーチ型の支援も今後必要になってくると思う。更に平成26年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果では、「何を言っても無視され続けた。」「大声でどなられたり、暴言を吐かれた。」等を暴力と考えていない人が多い。

質問・意見等

岩永委員) 佐賀県のデートDVの相談件数の中で、平成21年度は2,008件の相談が平成26年度には、およそ半分の1,204件に減っている中で、60歳以上の相談が平成21年は91件だったが、平成26年に150件と増えているのは、どうしてか。

事務局・原委員) はっきりとした理由は分からない。統計の取り方等が変更したことも一因ではないかと思う。調べて後日返答したい。

岩永委員) 暴力を受けたときの相談状況で、全国では50%の人が相談しているのに、佐賀県では27.5%の人しか相談していない。どうして佐賀県はこんなに低いのだろうか。

事務局・原委員) なぜ、少ないか、分析できれば行いたい。ただ、支援を求めている方に対しては、何らかの支援をしていると考えている。

三原会長) 県内の市町で、相談窓口を設けていない所があるが、どうか。

武村代理) 相談できる窓口がない所があるが、窓口の設置をご存じない方も多し。更に、小さい町ほど知り合いが役場にいるので、相談しにくいのではないかと考えている。その結果、アバンセに集中してしまう。近隣の市町でも相談が受けられるよう関係機関との連携を強化したい。

三原会長) 関係機関の連携の必要性、重要さは共通認識として、既に浸透されていると感じている。弁護士会での情報として、何か相談窓口に関するものがあるか。

福島委員) 相談窓口の一つの取組として、相談をした方に対して、アンケートを行うのはどうか。アンケートを渡し、郵送で返してもらい、相談者の声を集める事を提案する。もちろん、耳の痛い声、感謝の声など、様々であろうが、匿名で相談内容について尋ねていく。

事務局・原委員) フィードバックをしていく事は、参考にしたい。

酒見委員) 人権擁護委員連合会では、早期教育の重要性を掲げている。幼稚園や保育園には、人権についての感覚を養えるような分かりやすい内容の教材で、活動している。先ほどのDV総合対策センターの報告で、小学校、中学校への働きかけの説明があった。学校教育で、これに通じるような内容の教育は行われているのか。

井上代理) 高校で人権に関する講演会などを行っているが、DVに特化した授業は行っていない。

酒見委員) 家庭内でDVがあった場合、早期に子どもがおかしいと気付けるような教育を検討して欲しい。それが「いじめ」防止にも成りうると思う。

吉松委員) 家庭内でDVを見たり、虐待されている子どもが担任の先生や、養護の先生に親のことを言う事は非常に少ない。健康診断の際、背中にあざがある子どもに尋ねても、親をかばい、なかなか発見する事は難しい。

岩永委員) 私は養護教諭だが、「知識は力なり」と感じる。子どもが「これって、おかしい。」と感じる為には知識が必要。早期教育で学ぶ事が、気づきにつながっていくと考える。

※上記「①佐賀県DV総合対策会議設置要綱の一部改正について」及び「②平成27年度、28年度各機関・団体の取組内容について」は、原案どおり了承された。

議題（2）報告事項

①平成28年度DV総合対策センター実施事業について・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

資料3に沿って、佐賀県DV総合対策センター原所長が説明した。DV被害者支援市町連携会議は4月27日に本年度1回目を開催した。DV関係機関相談員向け研修は明日3回目を行う。合計5回を予定している。先ほどから話題になっている、小中学生に向けての予防教育事業に関しては、子どもの発達段階にあわせ、各学校の要望に合わせた授業を行っている。昨年は、中学校32校、小学校10校の授業を行った。

お知らせ

次回「平成28年度第2回佐賀県DV総合対策会議」の開催は10月を予定している。